

新旧対照表

○千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年千葉県規則第六十九号）

新	旧
千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則 （目的） 第一条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）に基づき、予算の範囲内において法第三条第一項及び第二項に規定する事業を行い、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。 <u>一部改正〔令和七年規則四六号〕</u> （定義） 第二条 この規則において使用する用語の意義は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。以下「令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号。以下「省令」という。）の例による。 一部改正〔平成二一年規則三五号・二三年一一六号〕 （貸付け） 第三条 <u>県及び融資機関</u>は、法、令及び省令、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める資金を貸し付ける。 一 沿岸漁業従事者等 沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。） 二 特定認定中小企業者（農商工等連携促進法第十四条第一項の規定による認定中小企業者をいう。以下同じ。） 経営等改善資金（別表第一に規定	千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則 （目的） 第一条 この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）に基づき、予算の範囲内において法第三条第一項に規定する事業を行い、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この規則において使用する用語の意義は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。以下「令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号。以下「省令」という。）の例による。 一部改正〔平成二一年規則三五号・二三年一一六号〕 （貸付け） 第三条 <u>県</u>は、法、令及び省令、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める資金を貸し付ける。 一 沿岸漁業従事者等 沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。） 二 特定認定中小企業者（農商工等連携促進法第十四条第一項の規定による認定中小企業者をいう。以下同じ。） 経営等改善資金（別表第一に規定

する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。) 三 促進事業者（六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従つて六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。） 経営等改善資金（別表第一に規定する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。） 一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二三年一一六号・二五年六四号・<u>令和七年四六号</u>〕 （沿岸漁業改善資金の種類等） 第四条 前条の規定により県 <u>又は融資機関</u> が貸し付ける沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の種類、貸付けの内容、一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者ごとの貸付限度額、償還期間等は、別表第一のとおりとする。 2 貸付金は、無利子とする。 一部改正〔平成二一年規則三五号・二三年一一六号・<u>令和七年四六号</u>〕 （貸付金の限度額） 第五条 一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者に係る貸付金の合計額の限度は、五千万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。 一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二二年二九号・二三年一一六号〕 （借受資格） 第六条 貸付金を借り受けることができる者（以下「借受資格者」という。）は、沿岸漁業の従事者たる個人、沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体若しくは沿岸漁業を営む会社（常時使用する従業者の数が二十人以下のものに限る。）、特定認定中小企業者（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）又は促進事業者（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）であつて、別表第一貸付金の種類の欄に掲げる機器等の設置等の事業を適正に実	する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。) 三 促進事業者（六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従つて六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。） 経営等改善資金（別表第一に規定する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。） 一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二三年一一六号・二五年六四号〕 （沿岸漁業改善資金の種類等） 第四条 前条の規定により県が貸し付ける沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の種類、貸付けの内容、一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者ごとの貸付限度額、償還期間等は、別表第一のとおりとする。 2 貸付金は、無利子とする。 一部改正〔平成二一年規則三五号・二三年一一六号〕 （貸付金の限度額） 第五条 一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者に係る貸付金の合計額の限度は、五千万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。 一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二二年二九号・二三年一一六号〕 （借受資格） 第六条 貸付金を借り受けることができる者（以下「借受資格者」という。）は、沿岸漁業の従事者たる個人、沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体若しくは沿岸漁業を営む会社（常時使用する従業者の数が二十人以下のものに限る。）、特定認定中小企業者（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）又は促進事業者（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）であつて、別表第一貸付金の種類の欄に掲げる機器等の設置等の事業を適正に実
---	--

施することが見込まれる者として別表第二に定めるものとする。

- 一 金融及び保険業を営んでいるもの
- 二 融資機関から取引の停止を受けているもの
- 三 第九条第一項又は第十一条第一項の規定による貸付けの申請をする日前六箇月以内に手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分がなされたもの（前号に該当するものを除く。）

四 当該措置を行うに当たり法令上必要とする行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を受けることができないもの

2 借受資格者のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に該当するものでなければならない。

一 沿岸漁業の生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（青年漁業者等養成確保資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であると認められるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と認められるものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

3 前各項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業を行う者は、借受資格者とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員

施することが見込まれる者として別表第二に定めるものとする。

- 一 金融及び保険業を営んでいるもの
- 二 融資機関から取引の停止を受けているもの
- 三 第八条の規定による貸付けの申請をする日前六箇月以内に手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分がなされたもの（前号に該当するものを除く。）

四 当該措置を行うに当たり法令上必要とする行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を受けることができないもの

2 借受資格者のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に該当するものでなければならない。

一 沿岸漁業の生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（青年漁業者等養成確保資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であると認められるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と認められるものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

3 前各項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業を行う者は、借受資格者とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員

を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二三年一一六号・二五年六四号・令和七年四六号〕

（担保又は保証人）

第七条 県から直接貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「直接貸付申請者」という。）は、知事が適当と認める連帯保証人を一人（一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者に係る貸付金の合計額が三百万円を超える場合にあつては、二人）以上立てなければならない。

2 直接貸付申請者が沿岸漁業従事者等、特定認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 直接貸付申請者は、前各項の規定による連帯保証人を立てることができない場合は、知事が適当と認める担保を提供することができる場合に限り、当該担保の提供をもつてこれに代えることができる。

4 県から直接貸付金を借り受けた者は、知事が貸付金債権を保全するため必要があると認め、当該者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めた場合においては、これに応じなければならない。

一部改正〔平成五年規則八五号・一一年三一号・二一年三五号・二三年一一六号・令和七年四六号〕

（貸付資格の認定の申請等）

第八条 法第七条第一項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けようとする者（以下「資格申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記第一号様式。以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添え、資格申請者（資格申請者が特定認定中小企業者である場合において農商工等連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事

を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
一部改正〔平成五年規則八五号・二一年三五号・二三年一一六号・二五年六四号〕

（担保又は保証人）

第七条 貸付金を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が適当と認める連帯保証人を一人（一沿岸漁業従事者等、一特定認定中小企業者又は一促進事業者に係る貸付金の合計額が三百万円を超える場合にあつては、二人）以上立てなければならない。

2 申請者が沿岸漁業従事者等、特定認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 申請者は、前各項の規定による連帯保証人を立てることができない場合は、知事が適当と認める担保を提供することができる場合に限り、当該担保の提供をもつてこれに代えることができる。

4 貸付金を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、知事が貸付金債権を保全するため必要があると認め、借受者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めた場合においては、これに応じなければならない。

一部改正〔平成五年規則八五号・一一年三一号・二一年三五号・二三年一一六号〕

（貸付けの申請等）

第八条 申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第一号様式。以下「貸付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添え、申請者（申請者が特定認定中小企業者である場合において農商工等連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）を共同して作成した農林漁業者が沿岸漁業従事者等であるとき、又は

業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）を共同して作成した農林漁業者が沿岸漁業従事者等であるとき、又は資格申請者が促進事業者である場合において認定総合化事業計画を共同して作成した農林漁業者等が沿岸漁業従事者等であるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等。次項において同じ。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合を経由して知事に提出するものとする。

- 一 法第七条第一項の規定による措置に関する計画（別記第二号様式）
- 二 前号の措置が認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業に係るものである場合は、当該認定農商工等連携事業計画を記載した書類
- 三 第一号の措置が農林漁業バイオ燃料法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施される農林漁業バイオ燃料法第二条第三項に規定する生産製造連携事業に係るものである場合は、当該認定生産製造連携事業計画を記載した書類

- 四 第一号の措置が認定総合化事業計画に従つて実施される六次産業化法第三条第四項に規定する総合化事業に係るものである場合は、当該認定総合化事業計画を記載した書類

五 第一号の措置が認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従つて実施されるみどりの食料システム法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動に係るものである場合は、当該認定環境負荷低減事業活動実施計画又は当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書類

- 2 漁業協同組合は、前項の規定により認定申請書（同項各号に掲げる書類を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに当該認定申請書を資格申請者の住所地をその管轄地区内に含む水産事務所その他知事が別に定める機関（以下「水産事務所等」という。）の長に送付するものとする。
- 3 知事は、資格申請者がやむを得ない理由により認定申請書を漁業協同組合を経由して提出することが困難であると認めるときは、水産事務所等の長に直接提出させることができる。

一部改正〔平成十一年規則三一号・一二年五七号・二一年三五号・二三年一一六号・令和七年四六号〕

（県による貸付け）

第九条 直接貸付申請者は、認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第三号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するもの

申請者が促進事業者である場合において認定総合化事業計画を共同して作成した農林漁業者等が沿岸漁業従事者等であるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等。次項において同じ。）の住所地をその地区内に含む漁業協同組合を経由して知事に提出するものとする。

- 一 各事業ごとの事業計画書（別記第二号様式）
- 二 当該事業が認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業に係るものである場合は、当該認定農商工等連携事業計画を記載した書類
- 三 当該事業が農林漁業バイオ燃料法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施される農林漁業バイオ燃料法第二条第三項に規定する生産製造連携事業に係るものである場合は、当該認定生産製造連携事業計画を記載した書類

- 四 当該事業が認定総合化事業計画に従つて実施される六次産業化法第三条第四項に規定する総合化事業に係るものである場合は、当該認定総合化事業計画を記載した書類

（新設）

- 2 漁業協同組合は、前項の規定により貸付申請書（同項各号に掲げる書類を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに当該貸付申請書を申請者の住所地をその管轄地区内に含む水産事務所その他知事が別に定める機関（以下「水産事務所等」という。）の長に送付するものとする。

- 3 知事は、申請者がやむを得ない理由により貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することが困難であると認めるときは、水産事務所等の長に直接提出させることができる。

一部改正〔平成十一年規則三一号・一二年五七号・二一年三五号・二三年一一六号〕

（貸付けの決定）

第九条 （新設）

とする。

2 知事は、前項の規定による認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、法第八条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、適当と認めたときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記第四号様式。以下「貸付資格認定書」という。）を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第五号様式）と併せて申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合及び第十九条の規定により事務の委託を受けた東日本信用漁業協同組合連合会（以下「事務委託機関」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（別記第六号様式）により通知するものとする。貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行つたときも同様とする。

4 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書」とあるのは、「沿岸漁業改善資金貸付申請書」とする。

一部改正〔平成一一年規則三一号・一二年五七号・一八年九五号・令和三年八八号・七年四六号〕

（削る。）

（借用証書）

第十条 直接貸付申請者は、前条第三項の規定による沿岸漁業改善資金貸付決

知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、法第八条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、貸付けを行うことの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するとともに、その旨を貸付申請書の経由に係る漁業協同組合、第十七条の規定により事務の委託を受けた東日本信用漁業協同組合連合会（以下「事務委託機関」という。）に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（別記第四号様式）により通知するものとする。貸付けをしない旨の決定を行つたときも同様とする。

（新設）

一部改正〔平成一一年規則三一号・一二年五七号・一八年九五号・令和三年八八号〕

（貸付申請書の提出期日等）

第十条 第八条の規定による貸付申請書の知事への提出期日及び前条第一項の規定による貸付けの決定の時期は、次の表に定めるとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定時期
第一回	六月五日	六月中
第二回	九月五日	九月中
第三回	十二月五日	十二月中
第四回	二月五日	二月中

備考 貸付申請書の提出期日が、日曜日その他休日に当たる場合は、その翌日とする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要に応じ、第八条の規定による貸付申請書の知事への貸付申請書の提出期日及び前条第一項の規定による貸付けの決定の時期を別に定めることができる。

（借用証書）

第十一条 申請者は、第九条第二項の規定による沿岸漁業改善資金貸付決定通

定通知書を受領したときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記第七号様式）を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三一号・一二年五七号・一八年九五号・令和七年四六号〕

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第十一条 融資機関から貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「機関貸付申込者」という。）は、融資機関に沿岸漁業改善資金借入申込書（別記第八号様式。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、当該借入申込書の写しを添えて認定申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けたときは、法第八条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、当該認定申請書に係る貸付資格の認定を行つたときは、機関貸付申込者に貸付資格認定書を交付するとともに、融資機関に沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書（別記第九号様式）により通知するものとする。

3 融資機関は、県から第一項の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（別記第十号様式。以下「県貸付金貸付申請書」という。）を提出するものとする。

4 知事は、前項の規定による県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査をして県貸付金の貸付けを行うことの適否を決定するものとする。

5 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行つたときは、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記第十一号様式。以下「県貸付金貸付決定通知書」という。）を交付するものとする。貸付けをしない旨の決定を行つたときも同様とする。

6 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに機関貸付申込者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（転貸）（別記第十二号様式）を交付するものとする。

7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（別記第十三号様式）を提出するものとする。

8 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（別記第十四号様式）を知事に提出するものとする。

知書を受領したときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記第五号様式。以下「借用証書」という。）を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則三一号・一二年五七号・一八年九五号〕

（新設）

9	融資機関は、機関貸付申込者との貸付契約を沿岸漁業改善資金借用証書（転貸）（別記第十五号様式）により行うものとする。この場合において、融資機関は機関貸付申込者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。																
10	融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として機関貸付申込者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。																
11	県貸付金の償還期間等は、別表第一貸付金の種類の欄に掲げる資金ごとに同表県貸付金の償還期間等の欄に定めるとおりとする。																
12	融資機関は、次の各号に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。 一 貸付金の貸付けの業務を中止又は廃止しようとする場合 二 貸付金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合																
13	融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。																
14	既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「を添えて認定申請書」とあるのは、「及び貸付資格認定書の写し」とする。 追加〔令和七年規則四六号〕 (貸付申請書及び借入申込書の提出期日等)																
第十二条	貸付申請書及び借入申込書の提出期日及び貸付金の貸付けの決定の時期は、次の表に定めるとおりとする。	(新設)															
	<table border="1"> <tr> <th></th><th>貸付申請書及び借入申込書の提出期日</th><th>貸付金の貸付決定時期</th></tr> <tr> <td>第一回</td><td>六月五日</td><td>六月中</td></tr> <tr> <td>第二回</td><td>九月五日</td><td>九月中</td></tr> <tr> <td>第三回</td><td>十二月五日</td><td>十二月中</td></tr> <tr> <td>第四回</td><td>二月五日</td><td>二月中</td></tr> </table>		貸付申請書及び借入申込書の提出期日	貸付金の貸付決定時期	第一回	六月五日	六月中	第二回	九月五日	九月中	第三回	十二月五日	十二月中	第四回	二月五日	二月中	
	貸付申請書及び借入申込書の提出期日	貸付金の貸付決定時期															
第一回	六月五日	六月中															
第二回	九月五日	九月中															
第三回	十二月五日	十二月中															
第四回	二月五日	二月中															
備考	貸付申請書及び借入申込書の提出期日が、日曜日その他休日に当たる場合は、その翌日とする。																

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要に応じ、貸付申請書及び借入申込書の提出期日及び貸付金の貸付けの決定の時期を別に定めることができる。

追加〔令和七年規則四六号〕

（事業実施報告書等）

第十三条 貸付金を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付後三箇月以内（漁業経営開始資金にあつては、六箇月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、あらかじめ貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）の承認を受けて当該期間を延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後二十日以内に沿岸漁業改善資金事業実施報告書（別記第十六号様式。以下「事業実施報告書」という。）を貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事に提出する場合にあつては水産事務所等の長を経由しなければならない。

3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第十七号様式）を提出しなければならない。

4 知事は、事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し必要な指示をすることができる。この場合において、借受者及び金融機関は、その指示に従わなければならない。

5 第二項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

6 第二項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、次の表の貸付金の種類の欄に掲げる貸付金の借受者で、同表の貸付条件の欄に掲げる貸付条件を付されているものは、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の証明書等の欄に掲げる証明書等の写し又は検査官等の合格を証する成績表の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、	機器等が予備検査を受	船舶安全法第九条第三項の予備検査合格証明書

（事業実施報告書等）

第十二条 借受者は、貸付金の交付後三箇月以内（漁業経営開始資金にあつては、六箇月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けて当該期間を延長することができる。

2 借受者は、貸付金の使用完了後二十日以内に沿岸漁業改善資金事業実施報告書（別記第六号様式。以下「事業実施報告書」という。）を水産事務所等の長を経由して知事に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

3 前項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

4 第二項の規定により事業実施報告書の提出を行う場合において、次の表の貸付金の種類の欄に掲げる貸付金の借受者で、同表の貸付条件の欄に掲げる貸付条件を付されているものは、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の証明書等の欄に掲げる証明書等の写し又は検査官等の合格を証する成績表の写しを事業実施報告書に添付するものとする。

貸付金の種類	貸付条件	区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置	機器等が予備検査を受け、これに合格したも	船舶安全法第九条第三項の予備検査合格証明

補機関等駆動 機器等設置資 金 燃料油消費節 減機器等設置 資金 漁船転覆防止 機器等設置資 金 救命消防設備 購入資金 漁船衝突防止 機器等購入資 金 婦人・高齢者 活動資金 漁業経営開始 資金	設備又は装置（以下「機器等」という。）が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十五条の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	け、これに合格したものである場合		補機関等駆 動機器等設 置資金 燃料油消費 節減機器等 設置資金 漁船転覆防 止機器等設 置資金 救命消防設 備購入資金 漁船衝突防 止機器等購 入資金 婦人・高齢 者活動資金 漁業経営開 始資金	（以下「機器等」という。）が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十五条の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	のである場合	書
		機器等が準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けたものである場合	船舶安全法施行規則第六十五条の六第四項の準備検査成績通知書				
	船舶安全法第五条第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書又は船舶安全法施行規則第四十六条の船舶検査手帳		船舶安全法第五条第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書又は船舶安全法施行規則第四十六条の船舶検査手帳

		中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
	機器等が船舶安全法第六条の五第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書

一部改正〔昭和六二年規則四号・平成五年六号・八五号・一八年九五号・令和三年八八号・七年四六号〕

(貸付資格認定の取消し)

第十四条 県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、法第七条第一項の規定による計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記第十八号様式）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付金の貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

追加〔令和七年規則四六号〕

(支払猶予の申請)

第十五条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者（以下「支払猶予申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（別記第十九号様式。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。この場合において、貸付決定機関が知事である場合にあつては、事務委託機関を経由して提出するものとする。

2 事務委託機関は、前項後段の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに当該支払猶予申請書を水産事務所等の長に送付するものとする。

		中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
	機器等が船舶安全法第六条の五第一項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	船舶安全法第九条第四項の検定合格証明書

一部改正〔昭和六二年規則四号・平成五年六号・八五号・一八年九五号・令和三年八八号〕

(新設)

(支払猶予の申請)

第十三条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（別記第七号様式。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により支払猶予申請書を提出する場合に準用する。

3 知事は、支払猶予申請者がやむを得ない理由により支払猶予申請書を事務委託機関を経由して提出することが困難であると認めるときは、水産事務所等の長に直接提出させることができる。

一部改正〔平成一一年規則三一号・一五年四〇号・令和七年四六号〕

(支払猶予の決定)

第十六条 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、法第十条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、支払猶予を行うことの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記第二十号様式。以下「支払猶予決定通知書」という。）を支払猶予申請者に交付するとともに、その旨を支払猶予申請書の経由に係る事務委託機関に沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書（別記第二十一号様式）により通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行つたときも、同様とする。

3 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記第二十二号様式）を提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、これを審査し、支払猶予を行うことの可否を決定するものとする。

5 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（別記第二十三号様式）を融資機関に交付し、償還猶予をしない旨の決定を行つたときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定による沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書による通知を受けたときは、支払猶予決定通知書により申請者に通知し、償還猶予しない旨の通知を受けたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則五七号・一八年九五号・二四年四八号・令和七年四六号〕

(期限前償還)

第十七条 借受者は、貸付決定機関が次の各号の一に該当すると認めて償還期限の到来前に貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合には、別表第一貸

一部改正〔平成一一年規則三一号・一五年四〇号〕

(支払猶予の決定)

第十四条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書の提出を受けたときは、法第十条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、支払猶予を行うことの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行つたときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記第八号様式）を支払猶予申請者に交付するとともに、その旨を支払猶予申請書の経由に係る事務委託機関に沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書（別記第九号様式）により通知するものとする。支払猶予をしない旨の決定を行つたときも、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一部改正〔平成一二年規則五七号・一八年九五号・二四年四八号〕

(期限前償還)

第十五条 借受者は、知事が次の各号の一に該当すると認めて償還期限の到来前に貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合には、別表第一償還期限等

付金の償還期限等の欄に掲げる償還期限にかかわらず、直ちに貸付金の全部又は一部を償還しなければならない。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 融資機関は、知事が次の各号の一に該当すると認めて償還期限の到来前に県貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合には、別表第一県貸付金の償還期限等の欄に掲げる償還期間にかかわらず、直ちに県貸付金の全部又は一部を償還しなければならない。

- 一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- 三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による貸付金の償還を法第十条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

一部改正〔令和七年規則四六号〕

（違約金）

第十八条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は前条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、償還金の支払期日を過ぎて第十六条第一項の規定により支払猶予をしない旨の決定を行つた場合においても、前項の規定による違約金を徴収するものとする。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

一部改正〔令和七年規則四六号〕

（事務委託機関）

第十九条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

の欄に掲げる償還期限にかかわらず、直ちに貸付金の全部又は一部を償還しなければならない。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（新設）

（違約金）

第十六条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は前条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、償還金の支払期日を過ぎて第十四条第一項の規定により支払猶予をしない旨の決定を行つた場合においても、前項の規定による違約金を徴収するものとする。

（新設）

（事務委託機関）

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定の事務を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

一部改正〔平成一五年規則四〇号・一八年九五号・令和三年八八号・七年四六号〕

(調査報告等)

第二十条 知事は、貸付金の貸付けに関し必要と認めた場合は、職員をして借受者及びその関係者に対し報告を求め、質問をし、又は借受者の帳簿、施設その他関係する物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行うときは、当該職員は、調査を受ける者若しくはその代理人又は関係者の立会いを求めなければならない。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

一部改正〔令和七年規則四六号〕

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の予算に係る貸付金から適用する。

(経過措置)

2 第十条の規定にかかわらず、昭和五十四年度の予算に係る貸付金に係る貸付申請書の知事への提出期日及び貸付決定の時期は、別に定める。

(東日本大震災に係る特例措置)

3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに貸付けを受ける経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金についての別表第一の規定の適用については、同表償還期間等の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

追加〔平成二三年規則一一六号〕、一部改正〔平成二八年規則六七号・二九年四七号・三〇年四一号・令和元年六号・二年四七号〕

附 則（令和七年三月三十一日千葉県規則第四十六号）

(施行期日等)

一部改正〔平成一五年規則四〇号・一八年九五号・令和三年八八号〕

(調査報告等)

第十八条 知事は、貸付金の貸付けに関し必要と認めた場合は、職員をして借受者及びその関係者に対し報告を求め、質問をし、又は借受者の帳簿、施設その他関係する物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行うときは、当該職員は、調査を受ける者若しくはその代理人又は関係者の立会いを求めなければならない。

(新設)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年度分の予算に係る貸付金から適用する。

(経過措置)

2 第十条の規定にかかわらず、昭和五十四年度の予算に係る貸付金に係る貸付申請書の知事への提出期日及び貸付決定の時期は、別に定める。

(東日本大震災に係る特例措置)

3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに貸付けを受ける経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金についての別表第一の規定の適用については、同表償還期間等の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

追加〔平成二三年規則一一六号〕、一部改正〔平成二八年規則六七号・二九年四七号・三〇年四一号・令和元年六号・二年四七号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 2 新規則の規定にかかわらず、この規則の施行前に改正前の千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により知事が貸し付けた資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

貸付金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	貸付金の償還期間等	県貸付金の償還期間等
二 経営等改善資金				
(一) 操船作業省力化機器等設置資金	一 自動操縦装置の設置費用	五百万円（自動操縦装置を設置する場合にあつては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドラスターの設置費用	七年以内（据置期間一年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	八年以内（据置期間二年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては
機器等の設置に必要な資金	二 遠隔操縦装置の設置費用	を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドラスターを設置する場合にあつては一台につき	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては
	三 サイドラスターの設置費用	を設置する場合にあつては一台につき	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては
	四 レーダーの設置費用	を設置する場合にあつては一台につき	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては
	五 自動航跡記録装置の設置費用	を設置する場合にあつては一台につき	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては
	六 GPS受信機の設置費用	を設置する場合にあつては一台につき	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては	十年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては

- 別表第一（第四条第一項）

貸付金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
一 経営等改善資金			
(一) 操船作業省力化機器等設置資金	一 自動操だ装置の設置費用	五百万円（自動操だ装置を設置する場合にあつては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあつては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、GPS受信機の設置費用	七年以内（据置期間一年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の規定が適用される場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）。)
機器等の設置に必要な資金	二 遠隔操縦装置の設置費用	つき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては一台につき五十万円、サイドラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあつては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、GPS受信機を設置する場合にあつては一台につき百三十万円)	
	三 サイドラスターの設置費用		
	四 レーダーの設置費用		
	五 自動航跡記録装置の設置費用		
	六 GPS受信機の設置費用		

[illegible]

[illegible]

<u>せるため の補機関 その他の 機器等の 設置に必 要な資金</u>			<u>規定が適用 される場合 にあつては 九年以内 （据置期間 三年以内を 含む。） 農林漁業バ イオ燃料法 第十条又は みどりの食 料システム 法第二十五 条の規定が 適用される 場合にあつ ては九年以 内（据置期 間一年以内 を含む。）</u>	<u>場合にあつて は十年以内 （据置期間四 年以内を含 む。） 農林 漁業バイオ燃 料法第十条又 はみどりの食 料システム法 第二十五条の 規定が適用さ れる場合に あつては十年 以内（据置期 間二年以内を 含む。）</u>		<u>の機器等の 設置に必要 な資金</u>			<u>む。） 農林漁業 バイオ燃料法第十 条の規定が適用さ れる場合に あつては九年 以内（据置期 間一年以内を 含む。）</u>
<u>(四) 燃料 油消費節 減機器等 設置資金 推進機 関その他 の漁船に 設置され る機器等 であつ て、通常 の型式の もの又は 通常の方</u>	<u>一 漁船用環 境高度対応 機関の設置 費用 二 定速装置 の設置費用 三 発光ダイ オード式集 魚灯の設置 費用</u>	<u>二千五百万円 （漁船用環境高度 対応機関を設置す る場合にあつては 一台につき二千四 百万円、定速装置 を設置する場合に あつては一台につ き百二十万円、発 光ダイオード式集 魚灯を設置する場 合にあつては一セ ットにつき千三百 万円）</u>	<u>七年以内 （据置期間一 年以内を含む。 ）。ただし、農 商工等連携 促進法第十 四条又は六 次産業化法 第十一条の 規定が適用 される場合 にあつては 九年以内</u>	<u>八年以内 （据置期間二 年以内を含む。 ）。ただし、農 商工等 連携促進法第 十四条又は六 次産業化法第 十一条の規定 が適用される 場合にあつて は十年以内 （据置期間四 年以内を含</u>		<u>(四) 燃料油 消費節減機 器等設置資 金 推進機関 その他の漁 船に設置さ れる機器等 であつて、 通常の型式 のもの又は 通常的方式 によるもの と比較して</u>	<u>一 漁船用環 境高度対応 機関の設置 費用 二 定速装置 の設置費用 三 発光ダイ オード式集 魚灯の設置 費用</u>	<u>二千五百万円（漁 船用環境高度対応機 関を設置する場合に あつては一台につき 二千四百万円、定速 装置を設置する場合 にあつては一台につ き百二十万円、発光 ダイオード式集魚灯 を設置する場合にあ つては一セットにつ き千三百万円）</u>	<u>七年以内（据置 期間一年以内を含 む。）。ただし、 農商工等連携促進 法第十四条又は六 次産業化法第十一 条の規定が適用さ れる場合に あつては九年 以内（据置期 間三年以内を含 む。）、農林漁業 バイオ燃料法第十 条の規定が適用さ れる場合に あつて</u>

	式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金		(据置期間三年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条又はみどりの食料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあっては九年以内(据置期間一年以内を含む。)		燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金		は九年以内(据置期間一年以内を含む。)
(五) 新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める基準に基づき農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者が個人又は会社である場合にあっては一人又は一社につき四百万円、会社以外の団体である場合にあってはその団体を構成する個人一人につき四百万円	四年以内(据置期間二年以内を含む。)	五年以内(据置期間三年以内を含む。)	(五) 新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める基準に基づき農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者が個人又は会社である場合にあっては一人又は一社につき四百万円、会社以外の団体である場合にあってはその団体を構成する個人一人につき四百万円

<u>は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</u>	<u>(二) 種苗の購入費用又は生産費用</u> <u>(三) 餌(じ)料の購入費用</u>		<u>イオ燃料法第十条又はみどりの食料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）</u>	<u>料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあつては六年以内（据置期間三年以内を含む。）</u>	<u>を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</u>	<u>(二) 種苗の購入費用又は生産費用</u> <u>(三) 餌(じ)料の購入費用</u>	
<u>(六) 資源管理型漁業推進資金</u> <u>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決を締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁</u>	<u>一 水産資源の管理に関する取決に基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</u>	<u>千二百万円</u>	<u>十年以内（据置期間三年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条又はみどりの食</u>	<u>十一年以内（据置期間四年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合は十三年以内（据置期間六年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条又はみどりの食</u>	<u>(六) 資源管理型漁業推進資金</u> <u>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決を締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な</u>	<u>一 水産資源の管理に関する取決に基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</u>	<u>千二百万円</u> <u>十年以内（据置期間三年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の規定が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）</u>

	<u>業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</u>	<u>二 一と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</u> <u>(一) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</u> <u>(二) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のため</u>		<u>料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあっては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）</u>	<u>れる場合にあっては十三年以内（据置期間四年以内を含む。）</u>			<u>加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</u>	<u>二 一と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</u> <u>(一) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</u> <u>(二) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のため</u>		
--	---	---	--	---	-------------------------------------	--	--	--	---	--	--

	<u>の船上活 魚装置、 蓄養施設 等又は加 工のため の設備 (加工機 械、選別 機、洗浄 器、包装 機、冷凍 冷蔵庫等 を含 む。) の 設置費用</u>					<u>の船上活 魚装置、 蓄養施設 等又は加 工のため の設備 (加工機 械、選別 機、洗浄 器、包装 機、冷凍 冷蔵庫等 を含 む。) の 設置費用</u>				
<u>(七) 環境 対応型養 殖業推進 資金 農林水 産大臣が 定める基 準に基づ き、漁場 の保全に 関する取 決めに締 結して養 殖業の生 産工程を 総合的に 改善する 漁業生産 方式の導</u>	<u>漁場の保全 に関する取組 に基づき、養 殖密度を適正 化し、投餌 (じ) の内 容・量・方法 を改善し、及 び薬品・漁網 防汚剤の使用 を適正化する 場合における 次に掲げる費 用 (一) 養殖 漁場環境 の悪化防 止を目的 として投</u>	<u>二千万円（漁場 環境適正化管理協 定に基づく取組に あつては、千二百 万円）</u>	<u>十年以内 (据置期間 三年以内を 含む。)。た だし、農 工商等連携 促進法第十 四条又は六 次産業化法 第十一条の 規定が適用 される場合 にあつては 十二年以内 (据置期間 五年以内を 含む。)、農 林漁業バ イオ燃料法</u>	<u>十一年以内 (据置期間四 年以内を含 む。)。た だし、農 工商等連携 促進法第十 四条又は六 次産業化法 十一条の規 定が適用さ れる場合に あつては十 三年以内 (据置期間六 年以内を含 む。)、農 林漁業バ イオ燃料法</u>		<u>(七) 環境対 応型養殖業 推進資金 農林水産 大臣が定め る基準に基 づき、漁場 の保全に関 する取決め を締結して 養殖業の生 産工程を総 合的に改善 する漁業生 産方式の導 入を行うた めに必要な 機器等（資 材を含</u>	<u>漁場の保全 に関する取組 に基づき、養 殖密度を適正 化し、投餌 (じ) の内 容・量・方法 を改善し、及 び薬品・漁網 防汚剤の使用 を適正化する 場合における 次に掲げる費 用 (一) 養殖 漁場環境 の悪化防 止を目的 として投</u>	<u>二千万円（漁場環 境適正化管理協定に 基づく取組にあつて は、千二百万円）</u>	<u>十年以内（据置 期間三年以内を含 む。）。ただし、 農商工等連携促進 法第十四条又は六 次産業化法第十一 条の規定が適用さ れる場合にあつて は十二年以内（据 置期間五年以内を 含む。）、農林漁 業バイオ燃料法第 十条の規定が適用 される場合にあつ ては十二年以内 (据置期間三年以 内を含む。)</u>	

	<u>入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</u>	<u>餌（じ）の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌（じ）機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</u> <u>（二） 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給</u>	<u>第十条又はみどりの食料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）</u>	<u>第二十五条の規定が適用される場合には十三年以内（据置期間四年以内を含む。）</u>		<u>む。）の購入又は設置に必要な資金</u>	<u>餌（じ）の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌（じ）機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</u> <u>（二） 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給</u>		
--	--	---	--	---	--	--------------------------------	---	--	--

		<u>装置、水</u> <u>流発生装</u> <u>置、ばつ</u> <u>気装置等</u> <u>の設置費</u> <u>用</u> <u>(三) (一)</u> <u>又は(二)</u> <u>に関連し</u> <u>て必要な</u> <u>餌 (じ)</u> <u>料成分分</u> <u>析機、水</u> <u>質・底質</u> <u>測定機、</u> <u>残留検</u> <u>査・肉質</u> <u>検査機</u> <u>器、蓄養</u> <u>施設、医</u> <u>薬品、飼</u> <u>料、水産</u> <u>廃棄物高</u> <u>度処理</u> <u>機、ワク</u> <u>チン注射</u> <u>装置、固</u> <u>形物回収</u> <u>装置、水</u> <u>質ログ</u> <u>一、漁場</u> <u>管理ソフ</u> <u>ト等の購</u> <u>入費用又</u>					<u>装置、水</u> <u>流発生装</u> <u>置、ばつ</u> <u>気装置等</u> <u>の設置費</u> <u>用</u> <u>(三) (一)</u> <u>又は(二)</u> <u>に関連し</u> <u>て必要な</u> <u>餌 (じ)</u> <u>料成分分</u> <u>析機、水</u> <u>質・底質</u> <u>測定機、</u> <u>残留検</u> <u>査・肉質</u> <u>検査機</u> <u>器、蓄養</u> <u>施設、医</u> <u>薬品、飼</u> <u>料、水産</u> <u>廃棄物高</u> <u>度処理</u> <u>機、ワク</u> <u>チン注射</u> <u>装置、固</u> <u>形物回収</u> <u>装置、水</u> <u>質ログ</u> <u>一、漁場</u> <u>管理ソフ</u> <u>ト等の購</u> <u>入費用又</u>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		は設置費用					は設置費用		
(八) 乗組員安全機器等設置資金	一 転落防止	百五十万円（転落防止用手すりの設置費用	五年以内（据置期間一年以内を含む。）	六年内（据置期間二年以内を含む。）		(八) 乗組員安全機器等設置資金	一 転落防止	百五十万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては一件につき五十万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては一件につき四十万円）	五年以内（据置期間一年以内を含む。）
漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体を確保するための機器等の設置に必要な資金	二 安全カバー装置の設置費用	あつては一件につき五十万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては一件につき四十万円)				漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体を確保するための機器等の設置に必要な資金	二 安全カバー装置の設置費用		
	三 揚網機安全装置の設置費用						三 揚網機安全装置の設置費用		
(九) 救命消防設備購入資金	一 救命胴衣の購入費用	百三十万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては一件につき十万円、イーパブの購入費用	救命胴衣又は消火器の購入費用については二年以内、イーパブ、レーダー	救命胴衣又は消火器の購入費用については三年以内（据置期間一年を含む。）		(九) 救命消防設備購入資金	一 救命胴衣の購入費用	百三十万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては一件につき十万円、イーパブを購入する場合にあつては一件につき六十万円、レーダートランスポンダの購入費用	救命胴衣又は消火器の購入費用については二年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置の購入費用については五年以内
漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に	二 消火器の購入費用	あつては一件につき十万円、イーパブを	二年以内、イーパブ、レーダー	ては三年以内（据置期間一年を含む。）		漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	二 消火器の購入費用	は一件につき十万円、イーパブを購入する場合にあつては一件につき六十万円、レーダートランスポンダの購入費用	
	三 イーパブの購入費用	ブを購入する場合にあつては一件につき六十万円、レーダートランスポンダの購入費用	イーパブ、レーダー	年を含む。）			三 イーパブの購入費用	する場合にあつては一件につき六十万円、レーダートランスポンダの購入費用	
	四 レーダートランスポンダの購入費用	に	トランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置の購入費用につ	む。）			四 レーダートランスポンダの購入費用	につ	
	五 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	合にあつては一件につき六十五万円、小型漁船緊急	トランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置の購入費用につ	は五年以内			五 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	つき六十五万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合に	

必要な資金	用	連絡装置を購入する場合にあつては一件につき百三十万円)	以内	六年以内(据置期間一年以内を含む。)		用	あつては一件につき百三十万円)	
(十) 漁船転覆防止機器等設置資金	一 漁獲物の横移動防止装置の設置費用	百五十万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては一件につき三十万円、	五年以内(据置期間一年以内を含む。)	六年以内(据置期間二年以内を含む。)		(十) 漁船転覆防止機器等設置資金	一 漁獲物の横移動防止装置の設置費用	五年以内(据置期間一年以内を含む。)
漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	二 甲板下の魚そうの設置費用	甲板下の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあつては一件につき百万円)				漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	二 甲板下の魚そうの設置費用	
(十一) 漁船衝突防止機器等購入等資金	一 レーダー反射器の購入費用又は設置費用	百二十万円(レーダー反射器を購入し、又は設置する場合にあつては一件につき四十万円、無線電話を	五年以内	六年以内(据置期間一年以内を含む。)		(十一) 漁船衝突防止機器等購入等資金	一 レーダー反射器の購入費用又は設置費用	五年以内
レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に	二 無線電話の設置費用	無線電話を設置する場合にあつては一件につき四十万円)				レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	二 無線電話の設置費用	

<u>必要な資金</u> <u>(十二) 漁具損壊防止機器等購入資金</u> <u>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用</u> <u>漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）を購入する場合において個人にあつては一人につき七十万円、会社以外の団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</u>	<u>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用</u>	<u>漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）を購入する場合において個人にあつては一人につき七十万円、会社以外の団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</u>	<u>五年以内</u>	<u>六年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>	<u>(十二) 漁具損壊防止機器等購入資金</u> <u>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用</u> <u>漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金</u>	<u>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用</u>	<u>漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）を購入する場合において個人にあつては一人につき七十万円、会社以外の団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</u>	<u>五年以内</u>
<u>(十三) 特認資金</u> <u>知事が沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に</u>	<u>農林水産大臣と協議して指定する設備等の設置費用</u>	<u>農林水産大臣に協議して指定する額</u>	<u>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>	<u>六年以内（据置期間二年以内を含む。）</u>	<u>(十三) 特認資金</u> <u>知事が沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に必要なものとして農林水産大臣</u>	<u>農林水産大臣と協議して指定する設備等の設置費用</u>	<u>農林水産大臣に協議して指定する額</u>	<u>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>

<u>必要なものとして農林水産大臣と協議して指定する資金</u>					<u>と協議して指定する資金</u>				
<u>二 生活改善資金</u> <u>(一) 生活合理化設備資金</u> <u>生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</u>	<u>一 し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材の購入費用</u>	<u>し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材を購入する場合には、三十万円</u>	<u>三年以内</u>	<u>四年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>	<u>二 生活改善資金</u> <u>(一) 生活合理化設備資金</u> <u>生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金</u>	<u>一 し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材の購入費用</u>	<u>し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材を購入する場合には、三十万円</u>	<u>三年以内</u>	
	<u>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用</u>	<u>自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場合には、十万円</u>	<u>二年以内</u>	<u>三年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>		<u>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用</u>	<u>自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場合には、十万円</u>	<u>二年以内</u>	
	<u>三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用</u>	<u>太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合には、十万円</u>	<u>二年以内</u>	<u>三年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>		<u>三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用</u>	<u>太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合には、十万円</u>	<u>二年以内</u>	
	<u>（二） 住居利用方式改善資金</u> <u>家族関係の近代化又は家事労働の合理化を</u>	<u>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用</u> <u>二 炊事施設（炊事場、浴室、便所、洗面所等）又は家事</u>	<u>七年以上</u>	<u>八年以上（据置期間一年以内を含む。）</u>		<u>（二） 住居利用方式改善資金</u> <u>家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために</u>	<u>一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用</u> <u>二 炊事施設（炊事場、浴室、便所、洗面所等）又は家事室等（家事室、更衣室、</u>	<u>七年以上</u>	

図るため に行う居 室の独 立、台所 の改善そ の他住居 の利用方 式の改善 に必要な 資金 (三) 婦 人・高齢 者活動資 金 婦人又 は高齢者 であつ て、沿岸 漁業の従 事者又は その家族 であるも のの活動 の場の確 保を通じ て家族関 係の円滑 化を図る ためこれ らの者が 共同して 行う水産 動植物の	の改造費用 三 衛生施設 (浴室、便 所、洗面所 等)の改造 費用 四 家事室等 (家事室、 更衣室、土 間等)の改 造費用 一 機器等 (漁船用機 器、漁具、 養殖施設、 加工用機器 等)の設置 費用 二 機器等を 使用して行 う生産活動 に要する費 用(種苗 費、餌 (じ)料 費、加工用 原材料費、 資材費等)	室等(家事室、更 衣室、土間等)の 既存の家屋内部の 改造を行う場合) 沿岸漁業の従事 者の組織する一団 体につき八十万円	三年以内	四年以内 (据置期間一 年以内を含 む。)	行う居室の 独立、台所 の改善その 他住居の利 用方式の改 善に必要な 資金 (三) 婦人・ 高齢者活動 資金 婦人又は 高齢者であ つて、沿岸 漁業の従事 者又はその 家族である ものの活動 の場の確保 を通じて家 族関係の円 滑化を図る ためこれら の者が共同 して行う水 産動植物の 採捕若しく は養殖若し くは加工そ の他の生産 活動に必要	の改造費用 三 衛生施設 (浴室、便 所、洗面所 等)の改造 費用 四 家事室等 (家事室、 更衣室、土 間等)の改 造費用 一 機器等 (漁船用機 器、漁具、 養殖施設、 加工用機器 等)の設置 費用 二 機器等を 使用して行 う生産活動 に要する費 用(種苗 費、餌 (じ)料 費、加工用 原材料費、 資材費等)	土間等)の既存の家 屋内部の改造を行う 場合) 沿岸漁業の従事者 の組織する一団体に つき八十万円	三年以内
---	--	---	-------------	--	--	--	---	-------------

	<u>採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</u>					<u>な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金</u>				
三	<u>青年漁業者等養成確保資金</u>					三	<u>青年漁業者等養成確保資金</u>			
(一)	<u>研修教育資金</u> <u>青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するた</u>	<u>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、授業料、視察費等）</u>	<u>国内研修を受ける場合にあつては、一人につき百八十万円。ただし、月額十五万円を限度とし、貸付の対象となる研修期間は十二月を最長とする。</u> <u>国外研修を受ける場合にあつては、一人につき百万円</u>	<u>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>	<u>六年以内（据置期間二年以内を含む。）</u>	(一)	<u>研修教育資金</u> <u>青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するた</u>	<u>農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、授業料、視察費等）</u>	<u>国内研修を受ける場合にあつては、一人につき百八十万円。ただし、月額十五万円を限度とし、貸付の対象となる研修期間は十二月を最長とする。</u> <u>国外研修を受ける場合にあつては、一人につき百万円</u>	<u>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</u> <u>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</u>

<u>めの研修</u> <u>で農林水</u> <u>産大臣が</u> <u>定める基</u> <u>準に適合</u> <u>するもの</u> <u>を受ける</u> <u>のに必要</u> <u>な資金</u>						<u>る基準に適</u> <u>合するもの</u> <u>を受けるの</u> <u>に必要な資</u> <u>金</u>			
<u>(二) 高度</u> <u>経営技術</u> <u>習得資金</u> <u>青年漁</u> <u>業者が行</u> <u>う近代的</u> <u>な沿岸漁</u> <u>業の経営</u> <u>方法又は</u> <u>技術の習</u> <u>得で、農</u> <u>林水産大</u> <u>臣が定め</u> <u>る基準に</u> <u>適合する</u> <u>ものに必</u> <u>要な資金</u>	<u>経営方法又</u> <u>は技術の習得</u> <u>で農林水産大</u> <u>臣が定める基</u> <u>準に適合する</u> <u>ものに必要</u> <u>な費用（パー</u> <u>ナル・コンピ</u> <u>ュータ及び関</u> <u>連機器、ソフ</u> <u>トウェア、フ</u> <u>ァクシミリ並</u> <u>びに制御装置</u> <u>（制御用コン</u> <u>ピュータ、各</u> <u>種センサー</u> <u>類）及び関連</u> <u>機器（制御装</u> <u>置と直接連動</u> <u>する部分に限</u> <u>定する。）の</u> <u>購入費用等</u>	<u>青年漁業者一人</u> <u>又は青年漁業者が</u> <u>組織する団体一</u> <u>につき百五十万円</u>	<u>五年以内</u>	<u>六年以内</u> <u>（据置期間一</u> <u>年以内を含む。</u>		<u>(二) 高度経</u> <u>営技術習得</u> <u>資金</u> <u>青年漁業</u> <u>者が行う近</u> <u>代的な沿岸</u> <u>漁業の経営</u> <u>方法又は技</u> <u>術の習得</u> <u>で、農林水</u> <u>産大臣が定</u> <u>める基準に</u> <u>適合するも</u> <u>のに必要な</u> <u>資金</u>	<u>経営方法又</u> <u>は技術の習得</u> <u>で農林水産大</u> <u>臣が定める基</u> <u>準に適合する</u> <u>ものに必要</u> <u>な費用（パー</u> <u>ナル・コンピ</u> <u>ュータ及び関</u> <u>連機器、ソフ</u> <u>トウェア、フ</u> <u>ァクシミリ並</u> <u>びに制御装置</u> <u>（制御用コン</u> <u>ピュータ、各</u> <u>種センサー</u> <u>類）及び関連</u> <u>機器（制御装</u> <u>置と直接連動</u> <u>する部分に限</u> <u>定する。）の</u> <u>購入費用等</u>	<u>青年漁業者一人又</u> <u>は青年漁業者が組織</u> <u>する団体一につき百</u> <u>五十万円</u>	<u>五年以内</u>
<u>(三) 漁業</u> <u>経営開始</u> <u>資金</u>	<u>農林水産大</u> <u>臣が定める基</u> <u>準に基づき沿</u>	<u>青年漁業者一人</u> <u>又は青年漁業者が</u> <u>組織する一団体に</u>	<u>十年以内</u> <u>（据置期間</u> <u>三年以内を</u>	<u>十一年以内</u> <u>（据置期間四</u> <u>年以内を含</u>		<u>(三) 漁業経</u> <u>営開始資金</u> <u>農林水産</u>	<u>農林水産大</u> <u>臣が定める基</u> <u>準に基づき沿</u>	<u>青年漁業者一人又</u> <u>は青年漁業者が組織</u> <u>する一団体に</u>	<u>十年以内（据置</u> <u>期間三年以内を含</u> <u>む。）。</u> <u>ただし、</u>

五 新養殖技術導入資金	
六 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体若しくは沿岸漁業を営む会社、特定認定中小企業者又は促進事業者
七 環境対応型養殖業推進資金	
八 乗組員安全機器等設置資金	
九 救命消防設備購入資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体又は沿岸漁業を営む会社
十 漁船転覆防止機器等設置資金	
十一 漁船衝突防止機器等購入等資金	
十二 漁具損壊防止機器等購入資金	
十三 特認資金	

二 生活改善資金の種類ごとの借受資格者

資金の種類	借受資格者
一 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
二 住居利用方式改善資金	
三 婦人・高齢者活動資金	
	沿岸漁業の従事者の組織する団体（婦人又は六十歳以上の高齢者であつて、現に沿岸漁業に従事しているものが、その構成員の過半数を占めている団体に限る。）

三 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの借受資格者

資金の種類	借受資格者
一 研修教育資金	青年漁業者（おおむね十五歳以上四十才未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね十五歳以上五十才未満の者に限る。）その他の漁業を担うべき者又は沿

五 新養殖技術導入資金	事業者
六 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体若しくは沿岸漁業を営む会社、特定認定中小企業者又は促進事業者
七 環境対応型養殖業推進資金	
八 乗組員安全機器等設置資金	
九 救命消防設備購入資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体又は沿岸漁業を営む会社
十 漁船転覆防止機器等設置資金	
十一 漁船衝突防止機器等購入等資金	
十二 漁具損壊防止機器等購入資金	
十三 特認資金	

二 生活改善資金の種類ごとの借受資格者

資金の種類	借受資格者
一 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
二 住居利用方式改善資金	
三 婦人・高齢者活動資金	
	沿岸漁業の従事者の組織する団体（婦人又は六十歳以上の高齢者であつて、現に沿岸漁業に従事しているものが、その構成員の過半数を占めている団体に限る。）

三 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの借受資格者

資金の種類	借受資格者
一 研修教育資金	青年漁業者（おおむね十五歳以上四十才未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね十五歳以上五十才未満の者に限る。）その他

	岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
二 高度経営技術習得資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体
三 漁業経営開始資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体

一部改正〔昭和五五年規則五六号・五九年一〇号・平成五年六号・八五号・二一年三五号・二三年一一六号〕

	の漁業を担うべき者又は沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
二 高度経営技術習得資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体
三 漁業経営開始資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体

一部改正〔昭和五五年規則五六号・五九年一〇号・平成五年六号・八五号・二一年三五号・二三年一一六号〕

(新)

第一号様式（第八条第一項）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、経営等改善措置、生活改善措置
又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付
資格の認定を申請します。

(旧)

一号様式（第八条第一項）

沿岸漁業改善資金貸付申請書

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金
（ 資金）を貸し付け願いたく申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

漁業協同組合		年 月 日	番号
--------	--	-------	----

資 金 種 類	償還 期間	据置 期間	資金交付 希望月	借り受けようとする事業費及び 申請額		
				事業量	事業費	申請額
	年	年	月		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	申請者との関係

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

(新)

(旧)

償 還 計 画												事務委託 機 関	
1 年 目		2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目	11 年 目		12 年 目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額		償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注

- 1 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てるものとする（以下同じ。）。
- 2 申請書には、誓約書（千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。

(新)

第二号様式（第八条第一項第一号）

その一

経営等改善措置に関する計画（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台（セット）数	単価 円	
				千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類及び機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類・名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の 予 定 時 期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

注

1 記入に当たつては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類・名称…「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類並びに「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類及び名称を記入すること。
- (2) メーカー名称及び型式名称…機器等の種類及び名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入すること。
- (3) 施工者名称…機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入すること。

(旧)

第二号様式（第八条第一項第一号）

その一

事業計画書（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台（セット）数	単価 円	
				千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類及び機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類・名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の 予 定 時 期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
漁業種類		

注

1 記入に当たつては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類及び機器等の種類・名称…「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類並びに「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類及び名称を記入すること。
- (2) メーカー名称及び型式名称…機器等の種類及び名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入すること。
- (3) 施工者名称…機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入すること。

(新)

(4) 機器等の内容…機器等の性能及び出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を次の例により記入すること。

(例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式操だ機 電動 k W
遠隔操縦装置 推進機関 k W用
動力式つり機 }
ラインホーラー } 漁業用 電動 k W
ネットホーラー } 巻揚速度 m/分
漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
補機関 用 k W (動力取出装置のみの場合にあつては、取出力を k Wと記入すること。)
漁船用環境高度対応機関 k W
定速装置 用
安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー 製
揚 錨機カバー 製
揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、 用
漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ m×幅 m×深さ mを
個に仕切る。
荷止め板 製 長さ m×幅 m×厚さ
cm× 枚
隔壁 製 厚さ cm× 枚設置
(防熱 材厚さ cm)
魚溜め 製 長さ m×幅 m×
深さ m
レーダー反射器 多板組立式有効反射面積 m² (つり下式)
無線電話 H z W
灯火付きブイ 白色 W
レーダー反射器付きブイ 多板組立式有効反射面積 m²

2 次の資料を添付すること。

(旧)

(4) 機器等の内容…機器等の性能及び出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を次の例により記入すること。

(例) 自動操だ装置 磁気コンパスパイロット式操だ機 電動 k W
遠隔操縦装置 推進機関 k W用
動力式つり機 }
ラインホーラー } 漁業用 電動 k W
ネットホーラー } 巻揚速度 m/分
漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
補機関 用 k W (動力取出装置のみの場合にあつては、取出力を k Wと記入すること。)
漁船用環境高度対応機関 k W
定速装置 用
安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー 製
揚 錨機カバー 製
揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、 用
漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ m×幅 m×深さ mを
個に仕切る。
荷止め板 製 長さ m×幅 m×厚さ
cm× 枚
隔壁 製 厚さ cm× 枚設置
(防熱 材厚さ cm)
魚溜め 製 長さ m×幅 m×
深さ m
レーダー反射器 多板組立式有効反射面積 m² (つり下式)
無線電話 H z W
灯火付きブイ 白色 W
レーダー反射器付きブイ 多板組立式有効反射面積 m²

2 次の資料を添付すること。

(新)

(1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー

(2) 操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金及び燃料油消費節減機器等設置資金にあつては、収支計画及び償還計画（特定認定中小企業者又は促進事業者以外の者が申請者である場合に限る。）

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(旧)

(1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピー

(2) 操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金及び燃料油消費節減機器等設置資金にあつては、収支計画及び償還計画（特定認定中小企業者又は促進事業者以外の者が申請者である場合に限る。）

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

(新)

その二

経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金用）

1 総括表

申請者				購入設置費		④+⑤+⑥+⑦千円	
養殖水産動植物の種類							
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円 ④	年 月 日～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の 大きさ cm	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円 ⑤	年 月 日	
種苗の生産	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
	千円	千円	千円	千円	千円 ⑥		～ 年 月 ～ 年 月
訳	餌料の購入	餌料の購入	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円 ⑦	年 月 日	
その他							
養殖技術の内容							
経営の概況	現在						
	今後						

注

- 1 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を申請書欄に括弧書きで記載すること。

(旧)

その二

事業計画書（新養殖技術導入資金用）

1 総括表

申請者				購入設置費		④+⑤+⑥+⑦千円	
養殖水産動植物の種類							
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円 ④	年 月 日～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の 大きさ cm	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円 ⑤	年 月 日	
種苗の生産	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
	千円	千円	千円	千円	千円 ⑥		～ 年 月 ～ 年 月
訳	餌料の購入	餌料の購入	数量	単価	金額	購入時期	購入先
			kg	円	千円 ⑦	年 月 日	
その他							
養殖技術の内容							
経営の概況	現在						
	今後						

注

- 1 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を申請書欄に括弧書きで記載すること。

(新)

- 2 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。
- 3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴^{じゆん}致養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間、年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(旧)

- 2 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。
- 3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴^{じゆん}致養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間、年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(新)

その三

経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購 入 設 置 す る 機 器 等			購 入 設 置 費
	種 類 名 称	台 数	単 価	
			円	千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資 源 管 理 対 象 漁 場	
管 理 対 象 水 産 資 源	
管 理 対 象 漁 業 種 類	
資 源 管 理 の 実 施 者	
水 産 資 源 の 管 理 の 方 法	
取 決 め の 有 効 期 間	
取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ－名称及び施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は設置 予 定 時 期

ウ 機器等を装備する漁船

登 録 番 号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(旧)

その三

事業計画書（資源管理型漁業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購 入 設 置 す る 機 器 等			購 入 設 置 費
	種 類 名 称	台 数	単 価	
			円	千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資 源 管 理 対 象 漁 場	
管 理 対 象 水 産 資 源	
管 理 対 象 漁 業 種 類	
資 源 管 理 の 実 施 者	
水 産 資 源 の 管 理 の 方 法	
取 決 め の 有 効 期 間	
取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ－名称及び施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は設置 予 定 時 期

ウ 機器等を装備する漁船

登 録 番 号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(新)

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

ウ 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間 t
活魚出荷の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該特定認定中小企業者又は当該促進事業者及び当該沿岸漁業従事者等がそれぞれ取り組む内容を記載すること。

(旧)

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

ウ 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間 t
活魚出荷の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該特定認定中小企業者又は当該促進事業者及び当該沿岸漁業従事者等がそれぞれ取り組む内容を記載すること。

(新)

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(ウ) 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対象魚種		加工量（原料魚）	年間 t
加工の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該特定認定中小企業者又は当該促進事業者及び当該沿岸漁業従事者等がそれぞれ取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(旧)

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(ウ) 機器等を装備する漁船

登録番号		船 名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対象魚種		加工量（原料魚）	年間 t
加工の方法			

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該特定認定中小企業者又は当該促進事業者及び当該沿岸漁業従事者等がそれぞれ取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(新)

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 資源管理に関する取決めの写し並びに収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(旧)

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 資源管理に関する取決めの写し並びに収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(新)

その四

経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購 入 設 置 す る 機 器 等			購 入 設 置 費
	種 類 名 称	台 数	単 価	
			円	千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 養殖漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他の	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の <u>投餌</u> 状況	
改善後の <u>投餌</u> 状況	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(旧)

その四

事業計画書（環境対応型養殖業推進資金用）

1 総括表

申 請 者	購 入 設 置 す る 機 器 等			購 入 設 置 費
	種 類 名 称	台 数	単 価	
			円	千円

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、申請者欄に当該沿岸漁業従事者等の氏名又は名称を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 養殖漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他の	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の <u>投餌</u> 状況	
改善後の <u>投餌</u> 状況	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(新)

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設置予定、 保有済み、 共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ一 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設置予定、 保有済み、 共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ一 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(旧)

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設置予定、 保有済み、 共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ一 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設置予定、 保有済み、 共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ一 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

注 申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合に当該事業計画に係る沿岸漁業従事者等があるときにあつては、当該沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(新)

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ－ 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(旧)

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等)

種 類	名 称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ－ 名 称 及 び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購入又は 設置予定 時 期

3 資金計画

資 金 調 達 方 法		
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円

注 認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し並びに収支計画及び償還計画を添付すること（申請者が特定認定中小企業者又は促進事業者である場合を除く。）。

(新)

その五

生活改善措置に関する計画（生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用）

1 総括表

申 請 者		世帯主との続柄	
家 族 員	構成 (うち沿岸漁業の従事者 人)		
経営の概況			

注

- 1 家族員の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。
- 2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得、その総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事 業 の 種 類 及 び 種 目		改善を必要とする理由			
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施工予定			
		着　　工	年	月	日
		しゅん工	年	月	日
工事内容		資材購入費	千円		
		工　事　費	千円		
		合　　　計	千円		

注

- 1 事業の種類及び種目は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えば尿浄化槽等）を記入すること。
- 2 住居利用方法改善資金は、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設等）を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎を付けること。
- 3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数量等を記入すること。

(旧)

その五

事業計画書（生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用）

1 総括表

申 請 者		世帯主との続柄	
家 族 員	構成 (うち沿岸漁業の従事者 人)		
経営の概況			

注

- 1 家族員の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記入すること。
- 2 経営の概況は、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得、その総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事 業 の 種 類 及 び 種 目		改善を必要とする理由		
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施工予定		
		着 工	年 月 日	
		しゅん工	年 月 日	
工事内容		資材購入費	千円	
		工 事 費	千円	
		合 計	千円	

注

- 1 事業の種類及び種目は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えば尿浄化槽等）を記入すること。
- 2 住居利用方法改善資金は、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設等）を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎を付けること。
- 3 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数量等を記入すること。

(新)

3 資金計画

3 資金計画

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員の意見）

(旧)

3 資金計画

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員の意見）

(新)

その六

生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金用）

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参 加 人 員		
		総 計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、申請主体の概況の欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事 業 実 施 に 必 要 な 経 費			
	機器、設備、材料等	員数	単 価	金 額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

注 活動の態様の欄には、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3 資金計画

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員の意見）

--

注 貸付対象活動の態様及び内容について水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員が記入すること。

(旧)

その六

事業計画書（婦人・高齢者活動資金用）

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参 加 人 員		
		総 計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、申請主体の概況の欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事 業 実 施 に 必 要 な 経 費			
	機器、設備、材料等	員数	単 価	金 額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

注 活動の態様の欄には、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3 資金計画

総 事 業 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 意見（水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員の意見）

--

注 貸付対象活動の態様及び内容について水産業普及指導員又は、水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員が記入すること。

(新)

その七

青年漁業者等養成確保措置に関する計画 (研修教育資金用)

1 総括表

申 請 者		自ら研修を受ける 者又は使用者の別	
研修を受ける機関名 又は漁家名（国外研 修にあつては、派遣 機関名）			
上記の所在地(住所) (国外研修にあつて は、研修を受ける国)			
研 修 の 名 称 (研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 海外研修 漁家研修 資格取得講習 (研修コース名)		
研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		

2 従業員の技能改善、資格取得計画（使用者）

	現 況	過去3 年実績	将 来 計 画			
	(年月日)		年度	年度	年度	計
従 業 者 数	人					
研修機関（ 部門） 研 修 人 員						
研修機関（ 部門） 研 修 人 員						
研 修 人 員 計						

注 将来計画は、3年間について記載すること。

(旧)

その七

事業計画書(研修教育資金用)

1 総括表

申 請 者		自ら研修を受ける 者又は使用者の別	
研修を受ける機関名 又は漁家名（国外研 修にあつては、派遣 機関名）			
上記の所在地(住所) (国外研修にあつて は、研修を受ける国)			
研 修 の 名 称 (研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 海外研修 漁家研修 資格取得講習 (研修コース名)		
研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		

2 従業員の技能改善、資格取得計画（使用者）

	現 況	過去3 年実績	将 来 計 画			
	(年月日)		年度	年度	年度	計
従 業 者 数	人					
研修機関（ 部門） 研 修 人 員						
研修機関（ 部門） 研 修 人 員						
研 修 人 員 計						

注 将来計画は、3年間について記載すること。

(新)

その八

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の利用計画	
-------------	--

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(旧)

その八

事業計画書（高度経営技術習得資金用）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の利用計画	
-------------	--

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(新)

その九

青年漁業者等養成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申 請 者			購入設置費		千円		
開始する漁業の 種 類							
内	漁 船 の 建 造、取得又 は改造	建造、取得又は 改造の別	トン数 馬力数	金 額		建造、取得又は改造 の 時 期	
			t kW	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	漁具の購入	漁 具 の 名 称 (メーカー名)	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	機械等(漁 具を除く。)の購入	機 械 等 の 名 称	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
訳	餌 料 の 購 入	餌 料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
				円	千円	年 月 日	
そ の 他							

2 漁業開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(旧)

その九

事業計画書 (漁業経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

1 総括表

申 請 者			購入設置費		千円		
開始する漁業の種 類							
内	漁 船 の 建 造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数 馬力数	金 額		建造、取得又は改造の 時 期	
			t kW	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	漁具の購入	漁 具 の 名 称 (メーカー名)	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	機械等(漁具を除く。)の購入	機 械 等 の 名 称	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
訳	餌 料 の 購 入	餌 料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
				円	千円	年 月 日	
	そ の 他						

2 漁業開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(新)

(2) 家族構成と労働力

氏 名	続 柄	年 齢	住 所	漁業従 事日数 (予定)	漁業従 事内容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

漁 業 種 類	対 象 魚 種	期 間	使用漁船 ト ン 数	漁獲量	販売金額	左の経営内容 に達するまでの 年次計画
合 計						

注 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 の 種 類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年目					
2 年目					
3 年目					
合 計					

注

- 2 年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
- 収支計画及び償還計画を添付すること。
- 経営の基本方針（将来構想を含む。）

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

(旧)

(2) 家族構成と労働力

氏 名	続 柄	年 齢	住 所	漁業従 事日数 (予定)	漁業従 事内容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画 (年間)

漁 業 種 類	対 象 魚 種	期 間	使用漁船 ト ン 数	漁獲量	販売金額	左の経営内容 に達するまでの 年次計画
合 計						

注 各項目は漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 の 種 類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年目					
2 年目					
3 年目					
合 計					

注

- 2 年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
- 収支計画及び償還計画を添付すること。
- 経営の基本方針（将来構想を含む。）

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

(新)

その十

青年漁業者等養成確保措置に関する計画 (漁業経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申 請 者				購入設置費		千円	
養殖水産動植物の種類							
内	漁 船 の 建 造、取得又 は改造	建造、取得又は 改造の別	トン数 馬力数	金 額		建造、取得又は改造 の時期	
			t kW	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	養殖施設の 内容	施 設 名 (メーカー名)	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
訳	種苗の購入	種 苗 の 大 き さ	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
		cm		円	千円	年 月 日	
	餌 料 の 購 入	餌 料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
			kg	円	千円	年 月 日	
そ の 他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(旧)

その十

事業計画書 (漁業経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)

(養殖業を開始する場合)

1 総括表

申 請 者			購入設置費		千円		
養殖水産動植物の種類							
内	漁 船 の 建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数馬力数	金 額		建造、取得又は改造の時期	
			t kW	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	養殖施設の内容	施 設 名 (メーカ－名)	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
訳	種苗の購入	種 苗 の 大 き さ	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
		cm		円	千円	年 月 日	
	餌 料 の 購 入	餌 料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
			kg	円	千円	年 月 日	
そ の 他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(新)

(2) 家族構成と労働力

氏 名	続 柄	年 齢	住 所	漁業従 事日数 (予定)	漁業従 事内容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

養 殖 魚 種	養 殖 方 法	期 間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容 に達するまで の年次計画
合 計						

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 の 種 類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年目					
2 年目					
3 年目					
合 計					

注

- 2 年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
- 収支計画及び償還計画を添付すること。
- 経営の基本方針（将来構想を含む。）

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

(旧)

(2) 家族構成と労働力

氏 名	続 柄	年 齢	住 所	漁業従 事日数 (予定)	漁業従 事内容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴：学校、 研修、雇われ漁業等)
	申請者					
	配偶者					

(3) 経営計画（年間）

養 殖 魚 種	養 殖 方 法	期 間	養殖規模	生産量	販売金額	左の経営内容 に達するまで の年次計画
合 計						

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 の 種 類	金 額	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
1 年目					
2 年目					
3 年目					
合 計					

注

- 2 年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。
- 収支計画及び償還計画を添付すること。
- 経営の基本方針（将来構想を含む。）

注 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

(新)

その十一

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち）
（部門経営開始資金用）

（漁船漁業を開始する場合）

1 総括表

申 請 者				購入設置費		千円		
開始する漁業の 種類								
内 訳	漁船の改造	ト 馬	ン 力	数 数	金 額		改 造 の 時 期	
		t		千円		年 月 日～ 年 月 日		
			kW					
	漁具の購入	漁 具 の 名 称 (メーカー名)		数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
					円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	機械等(漁具を除く。)の購入	機 械 等 の 名 称		数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
					円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	じ料の購入 餌	じ 料 の 種 類		数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
					円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃 料 の 種 類		数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
					円	千円	年 月 日	
そ の 他								

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経 営 主 の 氏 名		年 齢	歳
経 営 主 の 住 所			

(旧)

その十一

事業計画書（漁業経営開始資金のうち）
（部門経営開始資金用）

（漁船漁業を開始する場合）

1 総括表

申 請 者				購入設置費		千円		
開始する漁業の 種類								
内	漁船の改造	ト 馬	ン 力	数 数	金 額		改 造 の 時 期	
		t		千円		年 月 日～ 年 月 日		
	漁具の購入	漁 具 の 名 称 (メーカ一名)		数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
					円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	機械等(漁具を除く。)の購入	機 械 等 の 名 称		数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
					円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	餌料の購入	餌	料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
					円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃 料 の 種 類		数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
					円	千円	年 月 日	
	そ の 他							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経 営 主 の 氏 名		年 齢	歳
経 営 主 の 住 所			

(新)

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船 トン数	漁獲量	販売金額		
				千円	漁業所得	千円
	計				漁業外所得	
	計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額
合 計					

注 各項目は、漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

(旧)

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船 トン数	漁獲量	販売金額		
				千円	漁業所得	千円
	計				漁業外所得	
	計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額
合 計					

注 各項目は、漁業種類、対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

(新)

その十二

青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち）
（部門経営開始資金用）

（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申 請 者			購入設置費			千円			
養殖水産動植物の種類									
内	漁船の改造	ト 馬	ン 力	数 数	金 額		改 造 の 時 期		
		t		千円		年 月 日～ 年 月 日			
訳	養殖施設の内容	施 設 名 (メーカー名)			数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
						円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	種苗の購入	種 苗 の 大 き さ		数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先	
		cm			円	千円	年 月 日		
	餌料の購入	餌 料 の 種 類			数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
					kg	円	千円	年 月 日	
	そ の 他	餌							

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年 齢	歳
経営主の住所			

(旧)

その十二

事業計画書（漁業経営開始資金のうち）
（部門経営開始資金用）

（養殖業を開始する場合）

1 総括表

申 請 者				購入設置費		千円	
養殖水産動植物の種類							
内	漁船の改造	ト 馬	数 力 数	金 額		改 造 の 時 期	
			t	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	養殖施設の内容	施 設 名 (メーカ一名)	数量	単価	金 額	購 入 又 は 設 置 時 期	
			円	千円	年 月 日～ 年 月 日		
訳	種苗の購入	種 苗 の 大 き さ	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
		cm		円	千円	年 月 日	
	餌料の購入	餌 料 の 種 類	数量	単価	金 額	購 入 時 期	購 入 先
			kg	円	千円	年 月 日	
	そ の 他	餌					

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年 齢	歳
経営主の住所			

(新)

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方法	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
	計					計	

3 漁業経営開始計画

- (1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想
- (2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖魚種	養殖方法	期 間	養殖規模	生産量	販売金額
合 計					

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

(旧)

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方法	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
	計					計	

3 漁業経営開始計画

- (1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想
- (2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖魚種	養殖方法	期 間	養殖規模	生産量	販売金額
合 計					

注 各項目は養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

(単位：千円)

年 次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目					
2年目					
3年目					
合 計					

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

(旧)

(新設)

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸し付け願いたく申請します。

千葉県知事 様

氏名（名称及び代表者の氏名）

漁業協同組合		年 月 日	番号
--------	--	-------	----

資 金 種 類	償還 期 間	据 置 期 間	資金交付 希 望 月	借り受けようとする事業費及び 申請額		
				事 業 量	事 業 費	申 請 額
	年	年	月		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	申請者との関係

連帯保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

(新)

償 還 計 画												事務委託 機 関
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(新設)

(旧)

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
當時使用する従業者数	

注

- 1 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てるものとする（以下同じ。）。
- 2 申請書には、誓約書（千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。

(新)

(旧)

第四号様式（第九条第三項）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

（新設）

年 月 日

様

千葉県知事 国

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出
された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定します。

(新)

第五号様式（第九条第三項）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けについては、下記のとおり決定する。

年 月 日

様

千葉県知事

印

記

漁業協同組合		事務委託機関	
資金種類		貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限		年 月 日	
償還方法	償還期日	金額	摘要
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人 ほか 人			
担保物件			
借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日

(旧)

第三号様式（第九条第二項）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けについては、下記のとおり決定する。

年 月 日

様

千葉県知事

印

記

漁業協同組合		事務委託機関	
資金種類		貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限		年 月 日	
償還方法	償還期日	金額	摘要
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人 ほか 人			
担保物件			
借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日

(新)

第六号様式（第九条第三項）

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあつた沿岸漁業改善資金の貸付け
について、別添のとおり貸付決定したので通知します。

(旧)

第四号様式（第九条第二項）

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあつた沿岸漁業改善資金の貸付け
について、別添のとおり貸付決定したので通知します。

(新)

第七号様式（第十条）

収入印紙

添付欄

	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
貸付決定	番 号	第	号	
	年月日	年	月	日

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 借 用 証 書

資 金 種 類						
借受者の氏名又は名		住 所	郡 市	町 村	大 字	番 号
借 入 金 額	償還期日及び償還額		年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のう
え、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約致します。

年 月 日

千葉県知事 様

(旧)

第五号様式（第十一条第一項）

収入印紙

添付欄

	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
貸付決定	番 号	第	号	
	年月日	年	月	日

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 借 用 証 書

資 金 種 類						
借受者の氏名又は名		住 所	郡 市	町 村	大 字	番 号
借 入 金 額	償還期日及び償還額		年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円
			年	月	日	千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のう
え、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約致します。

年 月 日

千葉県知事 様

(新)

住 所（主たる事務所の所在地）
氏 名（名称及び代表者の氏名）
⑥

上記資金の借受けにつき、下名は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏	名	印	住	所
			郡 町 大字	番地

注 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第 1 に掲げる種類を記載すること。

(旧)

住 所（主たる事務所の所在地）
氏 名（名称及び代表者の氏名）
⑥

上記資金の借受けにつき、下名は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏	名	印	住	所
			郡 町 大字	番地

注 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第 1 に掲げる種類を記載すること。

(新)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、千葉県知事(以下「甲」という。)が次の各号の1に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき(乙が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。)
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。
この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

(旧)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、千葉県知事(以下「甲」という。)が次の各号の1に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき(乙が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。)
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。
この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

(新)

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。
(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも支払期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、保証人の変更に応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が減失、毀損の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(旧)

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。
(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも支払期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、保証人の変更に応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が減失、毀損の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(旧)

(新設)

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸し付け願いたく申し込みします。

様

氏名（名称及び代表者の氏名）

受 付 融 資 機 関		年 月 日	番号
-------------	--	-------	----

資 金 種 類	償還 期間	据 置 期 間	資金交付 希 望 月	借り受けようとする事業費及び 申請額		
				事 業 量	事 業 費	申 請 額
	年	年	月		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 _____ 所	氏 _____ 名	申請者との関係

連 帯 保 証 人	住 _____ 所	氏 _____ 名	申 請 者 と の 関 係

(新)

償 還 計 画												事務委託 機 関
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(新設)

(旧)

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
當時使用する従業者数	

注

- 1 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てるものとする（以下同じ。）。
- 2 申請書には、誓約書（千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。

(新)

(旧)

第九号様式（第十一条第二項）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書

(新設)

年 月 日

様

千葉県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出
された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定したので
通知します。

(新)

(旧)

第十号様式（第十一条第三項）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

（新設）

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称
代表者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施する
ため、下記のとおり貸付金を借用したいので沿岸漁業改善資金貸付規則第12条第3項
の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

注 各漁業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料を添付すること。

第十一号様式（第十一条第五項）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

(新設)

年 月 日

様

千葉県知事 閣下

年 月 日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の使途	

貸付金額
千円

貸付決定日	貸付決定番号

注 償還計画を別途作成添付すること。

(新)

(旧)

第十二号様式（第十一条第六項）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（転貸）

（新設）

年 月 日付で申請のあつた沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸
付けについては、下記のとおり決定する。

年 月 日

様

融資機関 名 称
代表者

記

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
			千円
償 還 期 限		年 月 日	
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
	第 4 回	年 月 日	
	第 5 回	年 月 日	
	第 6 回	年 月 日	
	第 7 回	年 月 日	
	第 8 回	年 月 日	
	第 9 回	年 月 日	
	第 10 回	年 月 日	
	第 11 回	年 月 日	
	第 12 回	年 月 日	
計			
連帯保証人 ほか 人			
担保物件			
借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日

注 この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

(新)

(旧)

第十三号様式（第十一条第七項）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

(新設)

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった沿岸漁業

改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回請求額 円

第十四号様式（第十一条第八項）

（新設）

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

融資機関 名 称
代表者 @

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金 種 類		類		貸付決定番号		貸 付 金 額		
						千円		
償 還 期 限				年 月 日				
償 還 方 法	償還期日			金額		残高		備考
	第 1 回	年 月 日		千円		千円		
	第 2 回	年 月 日						
	第 3 回	年 月 日						
	第 4 回	年 月 日						
	第 5 回	年 月 日						
	第 6 回	年 月 日						
	第 7 回	年 月 日						
	第 8 回	年 月 日						
	第 9 回	年 月 日						
	第 10 回	年 月 日						
	第 11 回	年 月 日						
	第 12 回	年 月 日						
	計							

(新)

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。）は千葉県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(新設)

(新)

(報告)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙内間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(旧)

(新設)

(新)

(旧)

第十五号様式（第十一条第九項）

収入印紙

添付欄

	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
	受 理	年	月	日
貸付決定	番 号	第		
	年月日	年	月	日

(新設)

沿岸漁業改善資金借用証書（転貸）

資 金 種 類										
借受者の氏名又は 名 称			住 所	郡 市 町 村		大字	番 号			
借 入 金 額				年	月	日	千円			
千円	償還期日及び償還額	第1回		年	月	日	千円			
		第2回		年	月	日	千円			
		第3回		年	月	日	千円			
		第4回		年	月	日	千円			
		第5回		年	月	日	千円			
		第6回		年	月	日	千円			
償 還 期 限		第7回		年	月	日	千円			
		第8回		年	月	日	千円			
		第9回		年	月	日	千円			
		第10回		年	月	日	千円			
		第11回		年	月	日	千円			
		第12回		年	月	日	千円			
年 月 日										

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のう
え、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約致します。

年 月 日

融資機関の代表者 様

(新)

(旧)

住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

⑩

(新設)

上記資金の借受けにつき、下名は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所
		郡 町 大字 番地			郡 町 大字 番地

注1 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。

2 特約条項は、沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を参考にし、必要に応じ条項、内容を加除して作成すること。

(新)

第十六号様式（第十三条第二項）

その一

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定番号	資金借受 年 月 日	資金種類	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日	事業実施 場 所					
事業計画				事業実績					計画と実績 との相違点 とその理由
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収証 番号	
		円	円			円	円		
計				計					

注

- 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証及び納品書の写しを添付すること。

(旧)

第六号様式（第十二条第二項）

その一

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定番号	資金借受 年 月 日	資金種類	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年 月 日	年 月 日	事業完了 年 月 日	年 月 日	事業実施 場 所					
事業計画				事業実績					計画と実績 との相違点 とその理由
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収証 番号	
		円	円			円	円		
計				計					

注

- 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。
- 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
- 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収証及び納品書の写しを添付すること。

(新)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他
	円	円	円	円
申請計画実績				

注 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

(旧)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善 資金	自己資金	その他
	円	円	円	円
申請計画実績				

注 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

(新)

その二

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借受年月日	借 受 額	研修の名称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借受額－研修 に要した額)	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

3 研修終了証明

年 月 日
研修機関等の代表者等の氏名

(旧)

その二

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借受年月日	借 受 額	研修の名称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借受額－研修 に要した額)	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

3 研修終了証明

年 月 日
研修機関等の代表者等の氏名

(新)

第十七号様式（第十三条第四項）

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

貸付決定 年 月 日	貸付決定番号	資金借受 年 月 日	資金種類	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日		千円

添付書類 借受者から提出のあつた沿岸漁業改善資金事業実施報告書（様式第16号）の
写し

(旧)

(新設)

第十八号様式（第十四条）

（新設）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

様

千葉県知事

印

年 月 日付で認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日	年度 第 号	千円

2 取消理由

注 融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知の写しを送付すること。

(新)

第十九号様式（第十五条第一項）

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

様

住所（主たる事務所の所在地）

代表者（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 理 由					

(旧)

第七号様式（第十三条第一項）

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変 更 理 由					

(新)

注

- 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
- 2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
- 3 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。

(旧)

注

- 1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
- 2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
- 3 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。

(新)

第二十号様式（第十六条第二項）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年第 号

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金
については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

図

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

注 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。

(旧)

第八号様式（第十四条第二項）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年第 号

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金
については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

図

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日				金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

注 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。

(新)

第二十一号様式（第十六条第二項）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金
については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

(旧)

第九号様式（第十四条第二項）

沿岸漁業改善資金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金
については、別添のとおり支払の猶予を決定したので通知します。

年 月 日

様

千葉県知事

(新)

第二十二号様式（第十六条第三項）

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金県
貸付金を借り受けましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資 金 の 種 類		
借受者の氏名又は 名 称		
借 受 金 額		
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
	第6回 年 月 日	千円
	第7回 年 月 日	千円
	第8回 年 月 日	千円
	第9回 年 月 日	千円
	第10回 年 月 日	千円
	第11回 年 月 日	千円
	第12回 年 月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
	第6回 年 月 日	千円
	第7回 年 月 日	千円
	第8回 年 月 日	千円
	第9回 年 月 日	千円
	第10回 年 月 日	千円
	第11回 年 月 日	千円
	第12回 年 月 日	千円

(旧)

(新設)

(新)

(旧)

注

(新設)

- 1 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。
- 2 各漁業従事者等から提出のあった沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

(新)

(旧)

第二十三号様式（第十六条第五項）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

(新設)

猶予決定番号 年第 号

年 月 日

融資機関 名 称

代表者

千葉県知事 印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金県貸付金については、次のとおり決定したので通知します。

資 金 の 種 類		
借受者の氏名又は名称		
借 受 金 額		
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
	第6回 年 月 日	千円
	第7回 年 月 日	千円
	第8回 年 月 日	千円
	第9回 年 月 日	千円
	第10回 年 月 日	千円
	第11回 年 月 日	千円
	第12回 年 月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	千円
	第2回 年 月 日	千円
	第3回 年 月 日	千円
	第4回 年 月 日	千円
	第5回 年 月 日	千円
	第6回 年 月 日	千円
	第7回 年 月 日	千円
	第8回 年 月 日	千円
	第9回 年 月 日	千円
	第10回 年 月 日	千円
	第11回 年 月 日	千円
	第12回 年 月 日	千円

注 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記載すること。